

# 平成27年度(2015年度)就学援助申請書兼世帯状況票

市費 校園コード	
-------------	--

児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

(裏面も必ずお読みください。)

《申請区分》 いずれかの区分 [ ] を囲んでください。

早期 (書類審査)   
  一般1 (税情報利用)   
  一般2 (書類審査)   
  随時 ※7月1日以降

※いずれかの [ ] を囲んでください  
 新規     継続(昨年度認定)  
 (昨年度に認定を受けていない場合は「新規」です。)

大阪市教育委員会あて 次のとおり就学援助を申請します。 平成 年 月 日

児童生徒	学校名	大阪市立			申(保護者)者	現住所	[ ]-[ ]-[ ]-[ ]-[ ]		電話( )
		小・中学校				現住所	大阪市 区		
	児童生徒名	新	学年	組		H27.1.1現在の住所			
	児童生徒名	新	学年	組		名前	フリガナ		

《申請理由》 該当する理由に「✓」をつけてください。  
 ※⑫のみ《特別な事情》《住宅の形態》を記入してください。

<input type="checkbox"/> ① 市民税が非課税である。	《特別な事情》 ※該当する事由に「✓」をつけてください。 <input type="checkbox"/> 収入が低く、経済的に困窮している。 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日に離婚 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日に解雇等・倒産・廃業により失業 ※ 解雇等の場合、雇用保険受給資格者証の離職理由コード ( ) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入してください。)  《住宅の形態》(どちらかを○で囲んでください。) ※平成27年4月1日現在の状況(随時申請は申請日現在の状況) 持家 ・ 借家等(賃貸契約書の写し等が必要です。)
<input type="checkbox"/> ② 固定資産税を減免された。	
<input type="checkbox"/> ③ 個人事業税を減免された。	
<input type="checkbox"/> ④ 国民年金保険料を減免された。	
<input type="checkbox"/> ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。	
<input type="checkbox"/> ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。	
<input type="checkbox"/> ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。	
<input type="checkbox"/> ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。	
<input type="checkbox"/> ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。	
<input type="checkbox"/> ⑩ 生活保護を受けている。	
<input type="checkbox"/> ⑪ 生活保護を停止又は廃止された。	

《市民税額・所得金額等の確認方法》 (申請理由が①・⑫の場合のみ、どちらかに「✓」をつけてください。)

税情報を利用する。 ※利用には、必ず申請者の同意印が必要です。(早期、一般2申請は利用不可)  
 就学援助審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。  
 申請者名 [ ] ⑩ ※世帯全員について、同意の意思を確認のうえ、押印してください。

税情報を利用せず、証明書類を添付する。(一般1申請は対象外) 証明書類は裏面をご覧ください。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》 ※申請理由にかかわらず、世帯状況は必ず記入してください。

フリガナ 家族名	申請者からみた 続柄	生年月日	就業の有無	きょうだいの在籍する 学校名・新学年等	審査処理欄
フリガナ	申請者(保護者)	平・昭 大・明 西 暦	有・無		
		平・昭 大・明 西 暦	有・無		
		平・昭 大・明 西 暦	有・無		
		平・昭 大・明 西 暦	有・無		
		平・昭 大・明 西 暦	有・無		
		平・昭 大・明 西 暦	有・無		

委任状及び同意書

就学援助認定後は、就学援助費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。又、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校徴収金の教材費、校外活動費、修学旅行費等に充当することに予め同意します。

申請者名 [ ] ⑩

<input type="checkbox"/> 口座振替を希望する	<input type="checkbox"/>	徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 現金払いを希望する	<input type="checkbox"/>	就学援助届出口座を利用する。(新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要。)	<input type="checkbox"/>

どちらかに☑をつけてください。

**市民税額・所得金額等の証明書類**

申請理由①または②で申請された方について、《市民税額・所得金額等の確認方法》で、「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」に☑をつけた場合は、次のいずれかの証明書類が必要です。

証明書類（税情報を利用しない場合）		申請理由① 「年税額」欄に「0円」と記載されている場合	申請理由② 平成26年中の所得がわかる書類として
平成26年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写)	勤務先を通じて交付 (平成26年5月下旬)	○	不可
平成27年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写)	勤務先を通じて交付 (平成27年5月下旬)	○	○
平成26年度 市民税・府民税証明書 > 「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 (出張所含)で発行 (平成26年6月以降)	○	不可
平成27年度 市民税・府民税証明書 > 「市民税・府民税証明書」について 参照	市税事務所・区役所 (出張所含)で発行 (平成27年6月以降)	○	○
平成26年度 市民税・府民税納税通知書兼税額変更(決定)通知書	市税事務所から送付 (税額変更を行った方)	○	不可
平成27年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 及び課税明細書(写)	市税事務所から送付 (平成27年6月以降)	送付なし	○

**【証明書類に関する注意事項】**

- ※ 収入・所得の有無に関わらず、生計を一にする世帯全員（平成9年4月1日以前に生まれた方）の証明書類が必要になります。ただし、申請理由①（市民税が非課税）の場合、被扶養者の方の証明は不要です。
- ※ 「市民税・府民税証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。
- ※ 小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。
- ※ 市内居住者（平成27年1月1日現在）については、税情報を利用（早期申請及び一般2申請では利用できません。）することにより証明書類が不要になります。  
> 利用する場合は、表面《市民税額・所得金額等の確認方法》の「税情報を利用する」を選んでください。
- ※ 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は主たる給与所得以外の住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

**「市民税・府民税証明書」について**

- 「市民税・府民税証明書」は、市税事務所または区役所（出張所含む）で発行しています。  
※交付申請するときは、申請書の「使用目的」欄の「就学援助」にチェックをつけてください。
- 所得がなかった方や市民税・府民税が非課税になる方についても、就学援助の申請のためには、原則として市税事務所での申告が必要です。「市民税・府民税証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。（ただし、平成27年度市民税・府民税証明書は平成27年6月以降に発行可能です。）  
※申請理由②による審査では、「市民税・府民税証明書」により「所得金額」を確認しますが、市税事務所で申告されていない場合は「所得金額」が記載されないため、確認できません。  
ただし、次の方については、市税事務所への申告の必要はありません。  
① 所得税の確定申告をされた方  
② 給与所得のみで、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が提出されている方  
③ 公的年金等の所得のみで、その他に所得がない方
- 市民税・府民税を申告するためには、申告期間中（平成27年2月16日から3月16日まで）に、市税事務所（船場法人市税事務所を除く）で申告を行ってください。なお、この申告期間中に限り、区役所等の臨時申告受付会場でも受付を行います。詳細は平成27年2月1日発行の区広報誌または大阪市ホームページをご覧ください  
※市民税・府民税を申告するとき、所得0円の場合も、必ず「扶養控除」欄を記入し、また寡婦（寡夫）の方は「寡婦（寡夫）」にチェックし、申告を行ってください。

**《学校からの特記事項》**

学校長名	公印

☆証明書類をこの面にのり付けしてください。（2枚以上ある場合、すべてが見えるように貼ってください。）